

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

|   | 担当課   | 保健福祉課 | 検索番号 | 6-1 |
|---|-------|-------|------|-----|
| 法令名   | 生活保護法 | 根拠条項  | 24-1 |     |
| 許認可等  | 保護の決定 |       |      |     |
| <p>(根拠規定)</p> <p>生活保護法第24条第1項<br/>保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。</p> <p>・生活保護法による保護の基準 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>保護の開始の決定にあたっては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護法による保護の実施要領について<br/>(昭和36年4月1日付け発社第123号厚生事務次官通知)<br/>第1世帯の認定～第8 保護の決定</li><li>・生活保護法による保護の実施要領について<br/>(昭和38年4月1日付け社援第246号厚生省社会局長通知)<br/>第1世帯の認定～第11 その他</li><li>・生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて<br/>(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)<br/>第1世帯の認定～第8 その他</li></ul> |       |       |      |     |